

令和 7 年 7 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和 7 年 7 月 7 日
武雄市農業委員会

令和7年7月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和7年7月7日（月）
（開会）13時30分 （閉会）14時15分

2. 場 所 西川登公民館会議室

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲		○
10	川口 敏広	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

山口和利、山田 富久、小柳 満、差形勝見、西村栄義、有森日出美、山口恭広、
原口昭文、大久保政則、蒲地哲也、奥山邦明、山口高陽、山口剛広、森 智、
木寺 修、山崎秀美、福田克義、北川信行、鈴山春樹、中原 位、宮原洋昭、
平川 香、立川浩吉（以上23名）

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第4号	農用地利用集積等促進計画（案）について	
議案第7号	地域計画変更（案）に対する意見聴取について	
議案第5号	農業振興地内、農用地からの除外について	
議案第6号	武雄市非農地証明願について	3件
報告第1号	農地等形状変更届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 令和7年7月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。
本日は、19番相原經憲委員より欠席の届出があっております。
欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会
は成立をいたします。
追加議案として、議案第7号が提出されましたので、議案第4号の審議が
終了しましたら、議案第7号を審議し、審議後に議案第5号を審議してい
たきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
それでは会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和7年7月の武雄市農業委員会総会を開会します。
本日の議事録署名人に、2番 松尾 初秋 委員、13番 松岡 知子委員を指
名いたします。
今回は、議案第1号から第7号までの審議をお願いします。
発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受け
てから、発言をしてください。
先月は農地法第4条、5条の転用案件がございましたので、早速です
が、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第3条の規定による許可申請が3件提出されています。
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させて
いただきます。
申請番号1番、土地は〇〇町の田3筆4,710平米、畑2筆1,146平米、計
5,856平米です。申請事由です。譲渡人、県外に居住しているため、耕作・管
理することができない。譲受人、家族で農業を営んでおり、現在も耕作して
おり、引き続き耕作していきたいということで申請がされております。農地
の価格は、全筆で〇〇円です。
申請番号2番、土地は〇〇町の田1筆615平米です。申請事由です。譲渡
人、終活、身辺整理のため。譲受人、自身の耕作地に近いので、維持・管理
をする。農地の価格は10a当たり〇〇円です。
申請番号3番、土地は〇〇町の田1筆で890平米です。申請事由です。譲
渡人、終活、身辺整理のため。譲受人、自身の耕作地に近いので、維持・管
理をする。農地の価格は10a当たり〇〇円です。

以上 3 件につきまして、農地法第 3 条許可の許可基準を満たしていると判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 議案の説明が終わりました。この 3 件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇町が 2 件出ておりましたが、〇〇委員は欠席ですので、〇〇推進委員、どうですか。

〇〇推進委員 場所を確認いたしましたが、問題ありませんでした。

会 長 ありがとうございます。
地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を始めます。
ご意見・ご質疑等ございましたら、出していただきたいと思います。
何かございませんか

(質疑なし)

会 長 ないようですので質疑をとどめます。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 3 件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 3 件の許可申請については、許可することに決しました。

————— 《議案第 2 号 農地法第 4 条 許可申請》 —————

会 長 次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第 4 条の規定による許可申請が 2 件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請です。
申請番号 1 番、土地は〇〇町の畑 1 筆 982 平米。同時利用地との合計面積、実測値ですが、1,067.77 平米となっております。申請事由は、実家の隣に家を建てて住みたいため、耕作放棄地である申請地と〇〇番の宅地を使って、一般住宅を計画されています。〇〇番には元々住宅があり、そこに入るための進入路や精米機を置かれていて、駐車場としても利用されていたので、

始末書添付の申請となっております。工事完了時期は令和 8 年 3 月末を予定されています。

申請番号 2 番、土地は〇〇町の田 2 筆、159.08 平米となっております。現在利用している駐車スペースを売却するため、駐車スペースがとれなくなる。周辺の農地が宅地化し、水が引けなくなり、耕作できないということで、3 台分の駐車場を計画されております。工事完了時期は令和 7 年 10 月上旬を予定されております。

農地区分の該当事項と許可基準の該当事項は、議案書記載の通りとなります。

事務局の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。
 地元委員さんから補足説明をお願いし、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、4 条 1 番、2 番を〇〇委員さんお願いいたします。

〇〇番 2 番ですが、事務局が説明されたとおり、5 条申請の 1 番とも関連しますが、〇〇さんの現在のお住まいの家の横の宅地を売って分譲地ができ、駐車場がなくなるということで、申請をされています。

会 長 ありがとうございます。
 地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。
 何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 ないようでございますので、質疑をとどめます。議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による 2 件の許可申請については、「本委員会としては、許可しても差し支えない」との意見をつけて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による 2 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第 3 号 農地法第 5 条 許可申請》

会 長 次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第 5 条の規定による許可申請が 4 件提出されております。この議

案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請です。

申請番号1番、土地は〇〇町の田1筆87平米の内80平米です。申請事由は、両親と同居するため現在の住居では手狭なので、申請地の隣地に新たに住宅を建築することになり、申請地を駐車スペースとして利用すると、2台分の駐車場を計画されています。工事完了時期は令和7年10月末を予定されています。

申請番号2番、土地は〇〇町の畑1筆690平米です。申請事由は、利便性、環境を考慮して住宅用地として適地と考え、2区画の宅地分譲を予定されています。工事完了時期は令和7年12月の予定をされています。

申請番号3番、土地は〇〇町の畑4筆で896.86平米です。申請事由は、譲渡人は、畑の維持管理が出来なくなっている。譲受人は、当該農地の隣で社会福祉法人を運営し、職員駐車場が不足しているということで、職員駐車場21台分を計画されています。〇〇番1と〇〇番は農振除外地です。工事完了時期は令和7年10月を予定されています。

申請番号4番、土地は〇〇町の畑1筆200平米です。現在の住まいが手狭になり、自宅横の土地に一般住宅を予定されています。使用貸借権設定ですが、貸付人と借受人は親子であり、息子さんが住宅を建設されます。工事完了は令和8年1月下旬を予定されています。

農地区分の該当事項と許可基準の該当事項は、議案書記載の通りとなります。

事務局の説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

地元委員さんから補足説明をお願いし、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、5条1番を〇〇委員さん、2番を〇〇委員さん、3番を〇〇委員さん、4番を〇〇委員さんでお願いいたします。

ではまず、1番を〇〇委員さんお願いします。

〇〇番

先程も申し上げたとおり、〇〇さん宅の隣の分譲地に住宅を建築されるが、駐車スペースがないということでの申請です。別に問題ないと思います。

〇〇番

用途地域でもあり、問題ないと思います。

〇〇番

もともとビニールハウスがある農地でしたが、お父さんが亡くなり、畑の維持管理ができないことと〇〇の職員駐車場が足りないということでした。別に問題はないと思います。

〇〇推進委員 周りは住宅地で、現地には行きませんでした。写真で確認をしました。特に問題はないと思いますが、バラスを敷いてあったように見えたので、始末書は必要ではないのかと思いました。

会 長 ありがとうございます。
地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。
何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 ないようでございますので、質疑をとどめます。議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による 4 件の許可申請については、「本委員会としては、許可しても差し支えない」との意見をつけて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による 4 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

————— 《議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）》 —————

会 長 次に、議案第 4 号農用地利用集積等促進計画（案）」について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。別冊でございます。

事務局 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。

1 ページをご覧ください。こちらに「令和 7 年度第 4 号利用集積等促進計画（案）」を記載しています。

2 ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

田、新規 8 件、13 筆、19,300 平米。再設定、7 件、9 筆、14,570 平米。

畑、再設定 2 件、8 筆、5,636 平米

3 ページ以降に各町の詳細を記載しています。

利用権設定解除については、11 ページに記載をしておりますのでご確認ください。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 4 号について、質疑を開始いたします。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは質疑もないようでございますので、議案第 4 号の質疑をとどめます。

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、原案のとおり「意見なし」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）については、原案どおり「意見なし」と回答することに決しました。

—————《議案第 7 号 地域計画変更（案）に対する意見聴取について》—————

会 長 追加議案が提出されました。
議案第 7 号 地域計画変更（案）に対する意見について、を議題といたします。農林課より説明をお願いします。

農林課 地域計画につきましては、農業委員・推進委員の皆様をはじめとした多くの農業従事者の皆様のご協力のもと、本年度 4 月から公表されております。

地域計画につきましては、これで完成とはならず、今後、変更や見直しが見込まれますが、とりわけ農地転用や農振除外に伴う地域計画からの除外が多く申請されることが想定されます。

この手続きにつきましては、本来 4 月の運用開始に併せて準備をしておくところでしたが、国・県から特段の指示がなされなかったため、各市町で手続きを準備することとなりました。

武雄市では、可能な限り、申請者の負担軽減を前提に手続きを考え、申請は農振除外の受付け時期、3 月・6 月・9 月・12 月の年 4 回にあわせる。

申請書は地域計画専用のものとするが、その他の書類は農振除外や農地転用時に提出する書類の写しを利用。

承諾書についても、農振除外・農地転用で使用するものを修正し、同じ様式で地域計画変更への対応を可能とする、などとしています。

なお、地域計画の変更申請が提出された場合、農振除外の手続きと同様に公告前に農業委員会、JA、土地改良区に意見照会を行うこととしています。

以上が地域計画の随時変更手続きについての説明となりますが、国の指針として、年 1 回程度の全体見直しも求められています。

こちら具体的な手法は示されていませんが、おそらく、作成時と似たような手法で、現時点での目標地図を見ていただいて、更なる集約化が可能な

いかを検討してもらい、変更がある部分については反映させていくとなるのではないかと考えています。

その際は、ご協力をお願いすることがあるかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

今回の案件ですが、後だって説明いたします農振除外に伴うものです。地域計画の変更申請が提出されましたので、農業委員会の意見照会を行うものです。よろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第 7 号について、ご意見、ご質疑等があれば、出していただきたいと思いますが、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特にないようでございますので、議案第 7 号の質疑をとどめます。
議案第 7 号 地域計画変更（案）については、「農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる。」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第 7 号 地域計画変更（案）については、「農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる。」と回答することに決しました。

————— 《議案第 5 号 農業振興地域内、農用地からの除外について》 —————

会 長 次に議案第 5 号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について、を議題といたします。農林課の説明をお願いします。

農林課 お手元の資料、第 5 号議案 農業振興地域内、農用地からの除外について、ご説明いたします。

まず 1 ページ目ご覧ください。今回、農用地区域から除外する土地 3 件、4 筆、9,031 平米です。

2 ページ目ご覧ください。

番号 1 番、自動車販売店舗及び駐車場として、田 982 平米の除外の申請が出ております。現在、〇〇町の〇〇、〇〇等の向かいで営業をされている会社で、事業規模を拡大し販売店舗及び展示場として利用したいということです。

2 番、資材置場及び駐車場として、畑 868 平米、田 5,412 平米の除外申請が出ております。申出者は〇〇株式会社ですが、碎石区域の拡大及び車両計量

設備の設置に伴い、資材置場の確保と社員駐車場及び車両待機場所が必要になったためということです。

3番、資材置場及び駐車場として、田1,769平米の除外申請が出ております。申請地の北側で工務店を営んでいるが、事業拡大により現在の敷地が手狭になったためということです。

今回、以上3件になります。ご審議よろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第5号について、ご意見、ご質疑等があれば、出していただきたいと思いますが、何かございませんか。

地元委員、〇〇委員、どうでしょうか。

〇〇番 1番、あそこだけ残っているので、反対に農薬散布にも影響がなくなり、良いのではないのでしょうか。

会 長 それでは他に意見ございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようでございますので、議案第5号の質疑をとどめます。
議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第5号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

《議案第6号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第6号 武雄市非農地証明について、を議題といたします。非農地証明願が3件提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 非農地証明について、ご説明いたします。
申請番号1番、土地は〇〇町の田1筆です。昭和37年頃に建物を新築してから現在に至るまで建物敷地として利用しているということで、事務処理要領の該当事項といたしましては、人為的に無断転用された土地であり、かつ、その転用行為が20年以上経過ということで、5号を適用しております。

申請番号 2 番、土地は〇〇町の畑 1 筆 104 平米です。昭和 51 年に住宅所有者が住宅を増築した際に、既存宅が手狭であったので、畑地を建物敷地として賃貸借していた。現在も住宅敷地として利用されているということです。こちら事務処理要領については、人為的に無断転用から 20 年以上経過ということで、5 号を適用しております。

申請番号 3 番、土地は〇〇町の畑 1 筆 436 平米です。30 年程前は畑地として利用していたが、排水施設がしっかりしておらず、上流からの雨水等が流れ込み、管理できなくなった、ということで自然的荒廃地であって、かつ耕作できなくなってから 10 年以上経過ということで、事務処理要領 4 号を適用しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 6 号について、地元委員さんから補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。1 番、〇〇委員、どうでしょうか。

〇〇番 私が子どもの時から、ずっと宅地でした。

会 長 はい、分かりました。
それでは、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第 6 号 武雄市非農地証明 3 件につきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 武雄市非農地証明 3 件について原案どおり証明することに決しました。

《報告第 1 号 農地等形状変更届出》

会 長 報告第 1 号 農地等形状変更届出について、1 件提出されています。この件について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 1 号 農地等形状変更届出について、ご説明いたします。
土地は〇〇町の畑 1 筆、182 平米。形状変更の理由は、草刈り等、畑の管理を容易にするためということで、変更時期は、令和 7 年 7 月から令和 8 年 6

月までを予定されています。盛土は 0.8m の嵩上げを予定されておりまして、土量は 160 m³ です。以上、1 件、報告させていただきます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について、地元委員から補足説明があれば、よろしく願いいたします。何かございませんか。
ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思います。

(質疑なし)

会 長 これは報告事項ですので、この程度に留めます。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和 7 年 7 月の農業委員会総会を終わります。